

豊かで美しい自然、  
人と人のふれあいを  
大切にすまちなちをめぐして



## 第7回合併協議会

# 新町名候補報告される!

第6号

2004.9

第七回合併協議会開催	2
新町建設計画策定小委員会	8
新町名候補選定小委員会	8
議会議員定数・任期検討小委員会	9
三町行政視察を実施	9
檜山北部三町を訪ねて	10
第五回 瀬棚町	10

編集・発行 檜山北部3町合併協議会事務局

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63番地の1(北檜山町役場内)

TEL 01378-4-5111 FAX 01378-4-4657 E-mail gappei4@kitayama.hiyama.or.jp

# 第7回合併協議会開催

第7回檜山北部3町合併協議会が、平成16年8月27日(金)に北檜山町健康センターで開かれ、「新町建設計画策定小委員会」「新町名候補選定小委員会」「議会議員定数・任期検討小委員会」の各委員会の経過報告の後、5項目の協議事項について協議を行いました。

新しく生まれ変わろうとする新町にとっても将来的に大きな影響を及ぼす諸問題を抱えた項目であるため、熱心な協議が行われました。



## 報告事項

◎新町建設計画策定小委員会経過報告  
住民ニーズにこたえる医療体制を目指すため、次のような協議を行いました。

- ①主幹病院の設置—北檜山町内の既存の医療機関の拡充を図り、準総合的医療を行う主幹病院を設立。
  - ②サテライト医療機関—主幹病院以外の医療機関は、主幹病院のサテライトの役割を担う。
  - ③救急医療体制の強化—救急救命士の育成、搬送自動車の整備等。
  - ④整形外科の充実
  - ⑤在宅医療の推進—訪問看護やホームヘルパーの派遣、在宅リハビリ等の推進。老健施設やグループホームの整備。
  - ⑥医療・保健・福祉・教育の連携
- また、新町まちづくりプランの策定については、基本施策の
- 1 「健やかに暮らせる福祉のまち」
  - 2 「活力に満ちた産業のまち」
  - 3 「自然と共生する安全なまち」
  - 4 「多様な交流を支えるにぎわいのある快適なまち」
  - 5 「豊かな人間性と文化をはぐくむ

まち」  
6 「みんなでつくるまち」  
について説明がありました。

(第二回新町建設計画策定小委員会P8)

◎新町名候補選定小委員会経過報告  
七月一日より八月十日までの四十一日間にわたって新町名の公募をした結果、一、〇九七件の応募があり、「新町名候補選定手順」に基づき、最終的に六作品を選定した旨の報告がありました。また、郡の所属の取扱については現段階では結論を出さ

### 新町名候補の公募結果

応募総数 1,097件	有効件数	1,069件	有効分における種類数	128
	無効件数	28件		・同一人物が複数枚応募 ・全国に同じような町名が存在

### 年齢別(有効分) 1,069件

区分	件数	構成比(%)	区分	件数	構成比(%)
10歳未満	17	1.6	50歳代	218	20.4
10歳代	51	4.8	60歳代	215	20.1
20歳代	91	8.5	70歳代	154	14.4
30歳代	124	11.6	80歳代	64	6.0
40歳代	117	10.9	不明	18	1.7

ず、新町名が決定した後、再度協議を行うこととしました。

(第二回新町名候補選定小委員会P8)

■主な意見・質問

質問―応募総数一、〇九七件、それを候補選考で十五点に絞り、さらに六点に絞ったということですが、この十五点の中でも何点か検討できるものはないのですか。

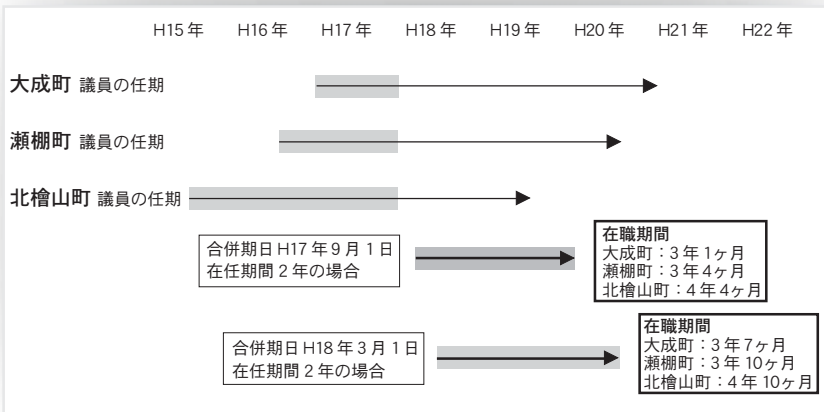
回答―この件については、今回は報告として受け止めていただいて、次の協議会において正式に協議事項として提案をさせていただきたいと思えます。

◎議会議員定数・任期検討小委員会経過報告

小委員会委員長より第一回議会議員定数・任期検討小委員会の経過報告がなされ、了承されました。この項目については、任意協議会で示された在任特例制度を適用するとした調整内容の原案について、意見が続出したことなどの説明がありました。

(第一回議会議員定数・任期検討小委員会P9)

在任特例を適用した場合の議会議員の任期



■主な意見・質問

意見―三町が合併するという根底にあるのは、財政の見直し、立て直しだと思います。合併したら議員定数を減らし、直ちに改選すべきだという住民の意見がかなり強い。在任特例を適用せず、議員定数をまず減らし、合併後決められた期間内で選挙をすべきです。

意見―新しいまちをつくるのには準備期間が必要です。在任特例を適用し、議員の後継者づくりのためにも、この在任期間の中で三町の議員が力を合わせて新町をきちんとつくり上げてバトンタッチしていくべきではないか。



協議事項

◎広域連合、一部事務組合等の取扱い (承認)

一部事務組合、広域連合等を構成する市町村が合併を行う場合には、脱退、加入の手続、規約の変更手続が必要になります。檜山北部衛生センターは脱退、加入し、広域連合については脱退により解散となる旨の説明がありました。

協定項目 16

広域連合、一部事務組合等の取扱い

調整内容

檜山北部広域連合は、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に事務を新町に引き継ぐ。財産の取扱いについては、合併時までに関係町と協議して決定する。

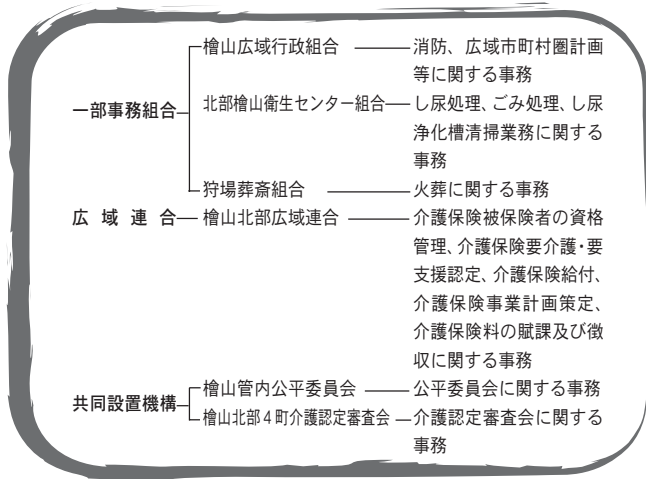
一部事務組合(檜山広域行政組合、北部檜山衛生センター組合)は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

一部事務組合(狩場葬斎組合)は、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぐ。

共同設置機構(檜山管内公平委員会)は、合併の日の前日をもって当該共同設置機構から脱退し、新町において合併の日に当該共同設置機構に加入する。土地開発公社は、出資金を新町に移行し統合する。

■主な意見・質問

質問—この調整内容は、北部檜山衛生センター組合のごみ関係については四町で引き続きやっていくよ、檜山北部広域連合の介護保険については新町でやっていくよという内容ですが、その理由は？  
 回答—別紙資料のとおりですが新町単独での運営の方が保険料も軽減され、きめの細かなサービスも提供できるものと思われれます。



檜山北部3町合併協議における介護保険制度運営にかかる方向性について

	メリット	デメリット
広域連合を継続し運営する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併したことにより行わなければならない事務作業が最小限で済む。</li> <li>1町対1町の連合となるため、負担金の額が3町での合計より軽減される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険料は、新町単独保険料よりも高くなることが予想される。</li> <li>1町対1町の構成となるため広域連合設立時の目的であった、保険料軽減、経費削減等のメリットが継続されるのか疑問がある。(連合設立時の趣旨と合わなくなる部分が出てくる。)</li> </ul>
合併と同時に（平成17年9月）に広域連合を解散し新町により運営する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険料が軽減される。</li> <li>他町の職員ではなく全て新町の職員で構成されるため、職場が確保される。</li> <li>介護認定審査会、広域連合議会等を新町で構成できるため経費が削減される。</li> <li>新町のみでの運営となるため、新町の状況にあった細やかな制度運営が可能となる。</li> <li>今後、広域連合では各町から職員の派遣を受け国保・老健の業務を運営することとなっているが、新町で業務運営することで、人件費に対する広域連合への負担がなくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年9月（合併後）以降の保険料や事業計画の再策定が必要となった場合は平成16年度中から準備作業を進めなければ間に合わない可能性もある。</li> <li>現在使用している介護保険システムが引き継げないとなった場合、システム設置費用がかかる。</li> <li>保険証の交付、介護保険料の賦課収納等が年度途中となるため、広域連合からの引継ぎや準備事務を早急に進めなければならず、事務の煩雑化や被保険者の混乱が予想される。</li> <li>平成17年度は平成18年度からの制度改正や介護保険事業計画の見直し準備年度となるため、新町準備と平行してその準備も進めなければならない。</li> </ul>

意見—現在、三町の介護保険料が違います。この平準化をまずしなければなりません、それには相当大きな課題が残っています。  
 また、介護保険と国保、加えて老人保健、こういったものが一体化さ

れています。それに保健福祉。これは新町の基礎をつくるためには相当時間がかかると思います。ですから、合併してすぐに広域連合を二町でやっていくということは事務的にも時間的にもかなり難しいと思います。

◎各種事務事業の提案方法について

行政事務事業は各種の事務事業があり、現在四つの専門部会で調整を行っています。行財政専門部会・保健福祉専門部会・産業建設専門部会・教育専門部会で、幹事会と専門部会で調整を行った上で事務的に判断が難しいと思われる事務事業を主な事業として協議会に提案する旨の説明がありました。

◎教育事業の取扱い

（承認）  
 この事業の取扱いについては、教育専門部会と幹事会で検討した調整案をたたき台として協議を行い、承認されました。



協定項目  
21-6

## 教育事業の取扱い

## 調整内容

教育事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 高等学校教職員表彰は、北海道教育功績者表彰規則の例により再編する。
- (2) その他の表彰は、合併後に新たな制度を定める。
- (3) 学校林については、新町に引き継ぐ。
- (4) 通学区域については、現行のとおりとする。
- (5) 通学定期補助制度については、瀬棚町の例により制度化し、対象範囲を新町で検討する。
- (6) スクールバスの運行については、現行のとおりとし、車輛更新時に委託方式等を検討するものとする。
- (7) 奨学資金貸付制度については、合併後に統一する。  
合併日前日まで奨学資金貸付を受けている者は、奨学資金貸付が終了するまでの間は旧町の例により取扱うものとする。ただし、合併後に新たに貸付を受ける場合は、新制度を適用させるものとする。
- (8) 学校給食センターの運営については、合併年度は現行のとおりとし、委託方式を含め合併後に統合する。
- (9) 給食費については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度以降は給食費の額を統一する。
- (10) 有機米助成制度については、現行のとおりとする。(拡大可能な農畜産物等については、合併後に検討する。)
- (11) 高等学校入学検定料、入学金及び授業料については、現行のとおりとし、道立高校の改定にあわせて合併後に検討する。
- (12) 町立高等学校の生徒募集については、平成17年度については現行のとおりとし、合併後に新町において町立高校の再編、統廃合を検討する。
- (13) 幼稚園の運営については、現行のとおりとする。
- (14) 幼稚園の入園料及び保育料については、現行のとおりとする。
- (15) 中学生生徒海外研修事業については、新町において継続実施する。
- (16) 町立高等学校の修学旅行は、現行のとおり新町において継続実施する。
- (17) 図書館等の管理運営については、現行のとおりとする。
- (18) 図書館等の施設間ネットワーク構築については、合併後に検討する。
- (19) 図書館の貸出カードについては、合併後に統一する。
- (20) 成人式については、平成17年度は大成町及び瀬棚町は従来のとおり実施し、内容を検討の上、北檜山町の日程で新町としての成人式を実施する。なお、既に実施している旧町の対象者も新町の成人式の対象とする。  
平成18年度以降については、主催は新町の町長、事務は教育委員会で取扱うこととし、実施時期、実施方法は新町で調整する。

◎窓口サービスの事業の取扱い (承認)

この事業の取扱いについては、行財政と保健福祉各専門部会並びに幹事会で検討した調整案をたたき台として協議を行い、承認されました。

協定項目  
21-12

窓口サービスの事業の取扱い

調整内容

- 窓口サービス事業の取扱いについては、次のとおりとする。
- (1) 戸籍、住民基本台帳、諸証明及び税務窓口等業務については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し再編整備するものとする。
  - (2) 窓口業務取扱い時間については、新町の勤務時間とする。
  - (3) 昼休みの対応については、本庁・支所ともに行うこととし、住民サービスに支障を来さぬよう合併時まで調整する。
  - (4) 土・日・祝日・夜間における窓口業務は、現行のとおり委託業務により対応する。

「窓口サービス」3町の現況

	窓口業務の時間	昼休みの対応			土・日・祝日夜間等の対応	毎週金曜日の対応
大成町	8時45分 ～ 17時15分	町民窓口 月曜日～金曜日 当番で職員1名が対応	税務窓口 対応なし	窓口全般 月曜日～金曜日 当番で管理職1名が対応	委託業務 ・警備会社に業務委託 ・輪番待機職員による対応	
瀬棚町	8時30分 ～ 17時15分	通常の業務と同じ対応			委託業務 ・警備会社に業務委託 ・輪番待機職員による対応	戸籍事務担当について、18時まで業務を延長し、窓口サービスを実施
北檜山町	8時45分 ～ 17時30分	月曜日～金曜日 当番で町民係、福祉係 2名が対応	月曜日～金曜日 当番で職員1名が対応	月曜日～金曜日 当番で職員1名が対応	委託業務 ・警備会社に業務委託	
業務内容		戸籍謄(抄)本、住民票、印鑑証明書等の発行、届出の受理	所得証明書、納税証明書、固定資産評価証明書等の発行	窓口相談、担当者への連絡など	戸籍届出(婚姻・死亡)、火葬許可証の受付、担当者への連絡など	

◎国際交流事業の取扱い (承認)

国際交流事業の取扱いについては、教育専門部会と幹事会で検討した調整案をたたき台として協議を行い、承認されました。

地域間交流事業については、瀬棚町が日本女医第一号の荻野吟子女史との関係から、埼玉県妻沼町と交流を行っています。B&G瀬棚海洋クラブが主体となって交流を行い、町が宿泊費、交流会等にかかる経費に對して助成をしている事業です。埼玉県妻沼町と今まで同様に交流を行う方向で調整をしていくとの説明がありました。



協定項目  
21-14

## 国際交流事業の取扱い

### 調整内容

国際交流等事業については、次のとおりとする。

- (1) 国際交流推進アドバイザー設置については、合併後に旧北檜山町のJET（外国語指導等を行う外国青年）に再編する。
- (2) 地域間交流事業については、現行のとおりとし、新町として拡大、交流を図る。
- (3) 国際交流の集い受入事業については、現行のとおりとする。
- (4) 北檜山町の少年少女ふるさと探訪の旅事業については、合併後に調整する。



また、国際交流の集い受入事業については、財団法人北海道国際交流センターが事業主体として実施をしており、現状は外国人留学生受入事業を各町ともに実施していることから、今までと同様に実施する方向で調整をしていくとの説明がありました。北檜山町の旅事業は、福島県猪苗代町の千里小学校と交流をしていますが、交流先の事情もありますので、新町において交流先と調整する旨の説明がありました。

協定項目  
21-15

## 姉妹都市等事業の取扱い

### 調整内容

姉妹都市事業については、新町として姉妹都市を結び、交流を拡大する。

瀬棚町がアメリカ合衆国カリフォルニア、ハンフォード市と平成3年8月17日に姉妹都市を結んでおり、瀬棚町へのハンフォード訪問団の受け入れ、瀬棚町からハンフォードへの訪問を交互に行っています。町は姉妹都市交流を推進するため、姉妹都市交流推進協議会に助成をしており、合併後は新町としてハンフォード市と姉妹都市を結び、さらなる交流の拡大を図ることにした。

◎姉妹都市等事業の取扱い（承認）  
姉妹都市等事業の取扱いについては、教育専門部会と幹事会で検討した調整案をたたき台として協議を行い、承認されました。

## 第2回 新町建設計画策定小委員会

平成16年8月16日、第2回新町建設計画策定小委員会が開催されました。

熱心な協議が行われ、その協議経過及び結果の報告がありました。

日 時 平成16年8月16日（月）  
午後1時30分～  
場 所 北檜山町健康センター  
出席委員 9名

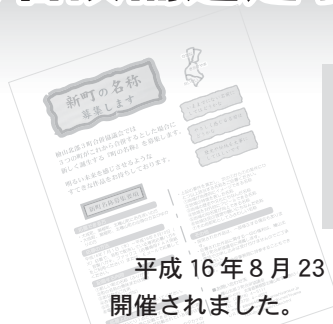
新町における医療施策について	新町まちづくりプラン（新町建設計画）の策定について
<p>新町まちづくりプラン策定において重要施策として、「新町における医療施策」について幹事会に調査検討を指示していた結果の報告について協議した。</p> <p>新町建設計画策定小委員会経過報告 P2</p>	<p>「新町まちづくりプラン（案）」について、第5章の将来像実現のための基本施策、第6章の北海道事業の推進、第7章の公共施設の適性配置と整備について協議した。</p> <p>なお、第5章においては、基本施策に係る主要事業集計表のとおり、主要な事業を定めた。</p>

## 第2回 新町名候補選定小委員会

### 新町名候補の選定結果

No.	名称	ふりがな	選定基準
1	瀬 棚 町	せ た な	② ③ ④ ⑤ ⑥
2	せ た な 町	せ た な	② ③ ④ ⑤ ⑥
3	北 檜 山 町	きたひやま	② ③ ⑥
4	大 成 町	たいせい	② ③ ⑥
5	狩 場 町	か り ば	①
6	西 幸 町	さいこう	①

- ①地域が地理的にイメージできる名前
- ②地域の特徴を表す名前
- ③地域の歴史・文化にちなんだ名前
- ④地域を対外的にアピールできる名前
- ⑤地域の知名度が向上できる名前
- ⑥住民等の理想・願いにちなんだ名前
- ⑦その他新町としてふさわしい名前



平成16年8月23日、第2回新町名候補選定小委員会が開催されました。

新町名の応募総数1,097件、そのうち有効件数1,069件を厳選な選考の結果6候補に絞り、本会議に報告することになりました。

日 時 平成16年8月23日（月）  
午前10時～  
場 所 北檜山町健康センター  
出席委員 8名

新町名候補の公募結果について	新町名候補の選定について	郡の所属の取扱いについて
<p>事務局から「新町名候補の公募結果について」の報告を受け、これを了承した。</p>	<p>新町名候補選定手順に基づき「新町名候補の公募結果一覧表」に記載されている候補の中から新町名にふさわしいと思われる名称を第1次選考として1委員が3点ずつ無記名で選ぶことを決めて、投票した結果15種類の新町名候補が挙がった。この中から第2次選考として、10点以内の候補を選定したところ「新町名候補の選定結果」とおり6点を選定し、協議会に報告することとした。</p>	<p>新町の郡の所属については、新町名が決定した後において再協議することとした。</p>



# 第1回 議会議員定数・任期検討小委員会

各委員から提案された意見の概要は次のようなものです。

- 町民の意見の中には「財政事情を考慮した場合、合併後に設置選挙をすべきでは」との声があるので、在任特例を適用しないことを検討すべきではないか。
- 在任特例を適用する場合には、住民の理解が必要である。また、在任特例後に行われる一般選挙では議員の法定定数（22名）を削減すべきでないか。
- 法で定める議員の在任特例制度のねらいは、合併すると周辺町の住民の声が新町に反映されないのではないかと、さらには、今までのまちづくりの実績がなくなるなどの懸念解消のため、現在の議会議員の任期を上限2年間としたものである。このことにより、現議員は新町の予算2回・決算1回の審議ができる。住民の不安解消のためと行政の継続性を監視するのは、議員の責務であり、そのためにも在任特例を2年以内で適用することが望ましいのではないかと。

以上のような意見を踏まえ、小委員会として次のとおり調整案を決定しました。

- 1 任意協の調整提案である在任特例を適用する。
- 2 在任特例の適用期間は、北檜山町議会議員の任期満了日の平成19年4月29日までとする。
- 3 議員定数については、在任特例適用による在職議員39人とする。なお、在任特例の適用期間後の定数については、新町議会で決定する。
- 4 選挙区の設置については、新町議会で決定する。

日 時 平成16年8月23日（月）  
午後1時30分～  
場 所 北檜山町健康センター  
出席委員 10名

委員長 大成町 高畑 實（議会議長）  
副委員長 北檜山町 中島 勝則（町民代表）  
委員 大成町 花田千賀志（町長）  
濱口 敬子（町民代表）  
瀬棚町 平田 泰雄（町長）  
桜井 明雄（議会議員）  
工藤 芳江（町民代表）  
北檜山町 内田 東一（町長）  
酒井 誠一（議会議員）  
檜山支庁 小田 千秋（地域政策部長）

## 3町行政視察を実施

### 協議会委員が3町の公共施設などを現地視察



8月19、20日、協議会委員による大成町、瀬棚町、北檜山町3町行政視察を実施しました。

3町の地勢や施設等の状況を把握し、今後の協議へ活かすことを目的に、全委員が参加し、3町の主な施設等について、2日間かけて3町を視察しました。

隣の町にありながら、なかなか見ることのない施設や、通ることのない道など、改めて3町の広さを認識するなど新しい発見もありました。また、各町のそれぞれ個性のあるまちづくりなども見ることができました。



#### 各町主な視察箇所

瀬棚町	茂津多岬灯台、三本杉海水浴場、B&G海洋センター、立象山展望台、青少年旅行村、瀬棚港・洋上風力発電、生活支援ハウス、医療センター（診療所）等
北檜山町	北檜山小学校改築予定箇所、特別養護老人ホーム、町立国保病院、東瀬棚営林署跡地、北部檜山衛生センター、道道北檜山大成線北成トンネル工事現場（北檜山側）、米乾燥調製貯蔵施設等
大成町	大成長生園、デイサービスセンター、水産種育苗成センター、長磯あわび畜養施設、道道北檜山大成線北成トンネル工事現場（大成側）、国民健康保険病院等



# 檜山北部3町を訪ねて 瀬棚町



瀬棚町的一大イベントと言えば、やっぱり「せたな漁火まつり」！

約1,000発もの花火が夏の夜を彩る「花火大会」や瀬棚の海の幸を丸ごと味わえる「海の幸チケット」、名物「活イカの釣堀」や「活ホタテの釣堀」、「イカイカダービー」のほか、「ダンプUPでアップアップ」といった海上イベント、歌謡ステージ、ビンゴ大会などなど、2日間いっぱい楽しめるイベントが盛りだくさん！

多少の雨では中止にしない！そんな「スタッフの熱い情熱とパワー」がビシビシと伝わってくるイベントです！



## 協議会は公開しています

協議会は公開していますので、傍聴することができます。詳しくは、合併協議会事務局までお問い合わせください。

皆様の傍聴をお待ちしています。

### 第9回合併協議会(予定)

日時：平成16年10月22日(金)午後1時30分～

場所：大成町 町民センター

### 第10回合併協議会(予定)

日時：平成16年11月26日(金)午後1時30分～

場所：北檜山町 健康センター

※日時は都合により変更となる場合がありますので、ご確認ください。

### お知らせ

#### ホームページアドレスが変わりました。

9月から新アドレスへ移行しました。(9月末日までは旧アドレスも使用可能です)

※お気に入り(ブックマーク)に登録されている方は、変更お願いいたします。

### お問い合わせ

#### ご意見、ご質問をお寄せください。

合併協議会事務局では、皆様の合併に関するご意見やご質問をお待ちしております。

### 檜山北部3町合併協議会事務局

新アドレス <http://www.dsunit.net/hiyamahokubu3gappei/index.html>

旧アドレス <http://www.kaigiroku.net/hiyamahokubu3gappei/index.html>

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島 63番地の1 (北檜山町役場内)

TEL 01378-4-5111 FAX 01378-4-4657 E-mail gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp